

ふれあいネットワーク事業について

ふれあいネットワーク情報とは

◆ 町内会長等の皆様に、以下の情報をファックス又はメールにより提供する事業です。

- ・ 市政に関する情報
- ・ 市が実施する各種事業等の案内
- ・ 市民生活上緊急性のある情報

※ 郡山市ウェブサイトで閲覧できます。過去の情報も掲載していますので、ぜひ御覧ください。

郡山市 ふれあいネットワーク 検索



郡山市
ウェブサイト

送信について

◆ 定期送信日は、原則として毎月1日と15日(休日の場合は、その翌日)の月2回です。
(※送信する情報がない場合は、配信いたしません。)

◆ 災害時など緊急性のある情報については、随時送信いたします。

◆ 町内への 回覧等については、不要です。ただし、災害時など緊急性の高い情報については、回覧をお願いする場合がありますので、その際には御協力をお願いします。

情報の受信方法について

(1) ファックスによる受信

- ・ ファックス機器をお持ちでない方は、市からファックス機器を貸与します。詳しくは、裏面「ファックス機器の貸与について」を御覧ください。

(2) 電子メール(Eメール)による受信

- ・ ファックスでの受信の場合、画像や文字の一部が不鮮明になることがあります。電子メールの利用が可能な方については、是非、電子メールでの受信をお願いします。

※ 情報の受信について、町内会長宅に電話回線がない(引けない)、ファックスの設置場所が確保できない、電子メールでの受信に不安があるなど、会長で、ファックスや電子メールでの受信が難しい場合、副会長など別の役員の方で、ファックス機器設置による受信や電子メールでの受信も可能です。(ただし、貸与できるファックス機器の台数は、1町内会あたり1台のみです。)

<問合せ先> 郡山市役所西庁舎3階 市民・NPO活動推進課
電話：924-3471 FAX：0120-37-0249 (フリーダイヤル)
メール shiminnpokatudou@city.koriyama.lg.jp

〈ファックス機器の貸与について〉

ファックス機器をお持ちでない町内会長には、市が無償でファックス機器を貸与します。
また、ファックス機器をお持ちの町内会長でも、希望される方には、下記と同じ条件でファックス機器を貸与します。

貸与の条件等について

- ◆ 設置・移設・撤去に係る費用、リース料（故障修理を含む）及び消耗品補充費用は、市が負担します。
 - ◆ 貸与するファックス機は、ファックス以外にコピーやプリンター機能も備えた業務用複合機器で、家庭用機種と比べ寸法が大きい(概ね 40cm×40cm)ため、設置場所を確保してください。（現在お使いの家庭用電話機は、そのまま使えます。）
 - ◆ 新たに電話回線を引く場合の費用や機器使用に係る電気代は、各自で負担してください。
 - ◆ ファックスの受信に係る通信費は無料です。ただし、フリーダイヤル以外へ送信する場合には有料となりますので、その費用は各自で負担してください。
- ※ 町内会長宅に電話回線が引けない、設置場所が確保できないなどファックスを設置できない場合は、副会長など別の役員宅へ設置することも可能です。（ただし、貸与できる台数は、1町内会あたり1台のみです。）

消耗品について

- (1) 貸与されているファックス機器の消耗品（用紙、トナー(インク)及びドラムカートリッジ)に不足が生じた際は、年度内 1 回のみ 市の負担で補充しますので、市民・NPO活動推進課へ御連絡ください。2 回目以降は、町内会で御負担ください。
なお、町内会長の変更に伴い、ファックス機器の移設や設置をした際は、予め用紙を補充します。
 - (2) 市からの情報受信以外の使用（私的な利用や、総会資料の印刷など大量コピー等の利用）で、消耗品に不足が生じた場合は、費用を町内会で御負担ください。
- ※ 自己所有の機器の消耗品については、機種が様々であるため、各自で御負担いただくこととなります。あらかじめ御了承ください。

その他

- (1) 町内会長に変更が生じた場合は、ファックスの撤去又は移設を行いますので、速やかに、市民・NPO活動推進課又は行政センターまで変更報告書を提出してください。
- (2) 御利用の通信事業者の回線によっては、ファックスを受けにくい場合があります。ファックスを受信できないことが続く場合などは、市民・NPO活動推進課へ御相談ください。